

保険証廃止、マイナに統一

閣議決定「義務化」へ法改正案

政府は七日、健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に統一し、マイナンバーカードを持たない人は「資格確認書」で保険診療を受けてもらうとしたマイナンバー法など関連法改正案を閣議決定し、国会に提出した。ただ確認書は有効期間最長一年の更新制とし、患者の窓口負担もマイナ保険証より重くする方針。二〇二四年秋の実施を目指す。二〇二四年秋の実施を目指す。二〇二四年秋の実施を目指す。

法律で定めたマイナンバーの用途に「準ずる事務」なら法改正せず利用可能と

なる規定も盛り込まれ、国会審議なしで用途が広がることに懸念も出ている。

資格確認書は、カードはあるが保険証機能を持たせていない人も必要で、カードを紛失した人や更新手続き中の人も対象。経過措置として現行保険証は最長一年間使える。

働きにくくなる恐れがある。行政機関が把握済みの住民の口座を公金受取口座として登録する制度も設ける。給付金事業を行う際、マイナンバーと連動させて迅速に支給する狙い。まずは高齢者層を対象とする。年金受取口座を利用していかどうか確認し不同意の回答がなければ同意とみなす。

カード取得に必要な市区町村窓口での本人確認は、郵便局からオンラインで行えるようにする。顔つきの変化が早い一歳未満は顔写真なしで申請可能にする。

有効期間は五歳の誕生日までを想定している。
海外居住者も来年五月まではカードが使えるようになる。国民年金などオンライン手続きでの利用が想定され、海外へ転居した日本人に対し現地の在外公館でのカード交付を可能にする。